

製造物責任・リコールリスクの 予測可能性の課題

～製造物責任法等の現在地～



弁護士
原 雅宣氏

要旨

- 欧州では、製造物責任の対象となる「製造物」の範囲に、ソフトウェア、デジタルサービスを含め、ソースコードは含まない等の議論が進められており、日本においても今後参考になりうる。
- サイバーセキュリティ対策の脆弱性は、日本の現行法の解釈においても、製造物責任法上の「欠陥」に該当しうるのではないか。
- 日本では、引渡し後に生じる安全性の問題の解決は、製造物責任法の枠組みでは限界があるものの、民法の不法行為責任の枠組みの中で議論の余地があり、過去の裁判例が参考になる。
- 多様化する商流・物流の中で、製品安全四法と製造物責任法における「輸入」概念の明確化の議論が必要である。
- リコールについては、直近の裁判例をおさらいする必要がある。

1 はじめに

製造物責任法が1995年7月1日に施行されて、既に27年以上が経過している。欧州では、欧州委員会が2022年9月28日に製造物責任指令の改正案（以下「EC製造物責任指令改正案」）を公表し¹⁾、IoT製品、AI等の普及など、近年急激に変化しているビジネス環境に対応した議論が具体的になされている。

しかし、日本においては、これまで民法改正（いわゆる債権法改正）対応を除いて、製造物責任法の法改正はなされていない。製造物責任法は、全6条のみであり、多くのことを規定しているわけではない。「輸入」「欠陥」等の該当性は個別判断にゆだねられており、製造物責任訴訟の裁判例や和解事例は、消費者庁のHPに一覧が掲載されているものの²⁾、その件数は、米国と比べてもはるかに少なく、事例の蓄積が十分とはいえない。新規ビジネス、新規開発における製造物責任・リコールリスクの予測

可能性を高めるための法的インフラの整備が十分に進められているとは言い難い。

この法的インフラの整備、議論の遅れ自体が、一つの「リスク」であるといわざるを得ない。そこで、筆者のこれまでの実務経験や直近の裁判例を踏まえ、最新の実務動向を共有するとともに、製造物責任法の現在地、特に議論が未成熟の論点について可視化することを本稿の目的とする。

2 「製造物」について

日本の製造物責任法の適用対象となる「製造物」とは、製造又は加工された動産³⁾であり、ソフトウェアが組み込まれた動産は、同法の「製造物」に該当するものの、ソフトウェアそのものは動産ではないので製造物責任の対象外である。

もっとも、製造物とソフトウェア、デジタルサービスが密接に関連、連携して消費者に提供されることが多くなった。

EC製造物責任指令改正案は、事業者同士の損害賠償請求でも適用がありうる日本法の製造物責任法とは異なり、自然人が欠陥のある商品によって損害を被った場合の事業者に対する責任追及の場面を定めたものである⁴⁾。その上で、ではあるが、EC製造物責任指令改正案は、ソフトウェアそのものも、製造物責任の対象となるとされている⁵⁾。そして、AIシステムプロバイダーを含む、ソフトウェアの開発製造業者は、「製造業者」に含まれるとされている⁶⁾。ここでいう「ソフトウェア」について、ソフトウェアのソースコードは適用外であり⁷⁾、また、商用活動外で開発または提供された無料のオープンソースソフトウェアについては、適用外とされる等⁸⁾、議論が進められている。

さらには、ナビゲーションシステムにおける交通データの継続的な供給の必要性等の例のように、デジタルサービスが製造物に組み込まれたり、製造物と連携されたりしていることがますます一般化していることが指摘されている⁹⁾。その上で、EC製造物責任指令改正案は、サービスそのものには適用されるべきではないものの、このようなデジタルサービスについては、安全性を決定づけるため、相互に接続されている製品の構成要素(components)として考慮されるべきであるとして、無過失責任の適用対象とされるべきである旨が指摘されている¹⁰⁾。

このように、製造物、ソフトウェア、デジタルサービスが密接に関連、連携する今日においては、無過失責任となる製造物責任の適用範囲について、海外で議論の対象となっており、今後、日本でも議論の余地がある。少なくとも、製品を日本国内のみならず、海外においても広く販売する今日においては、日本国内の法規制、規格のみを考慮すれば良いということはない。このような海外の議論の動向は、今後の開発、設計や、ソフトウェア、デジタルサービスの提供業者において注目すべきであり、実務上の影響が小さくないと思量される。

3 サイバーセキュリティの脆弱性と製造物責任法上の「欠陥」について

製造物責任法上の「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予想される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう¹¹⁾。ここでいう「安全性」の概念について、あくまでも安全性に無関係な品質や性能の瑕疵(かし)については、製造物責任法上の射程外と

されている¹²⁾。

製造物において通常有すべきサイバーセキュリティの脆弱性があつた場合に、製造物責任法上の「欠陥」足りうるかという点については、正面から判示した裁判例は見当たらない。もっとも、セキュリティの脆弱性を理由として、債務不履行責任や不法行為責任を追及した裁判例はあり、これらを参考にすることが考えられる。

参考裁判例

参考裁判例東京地判平成26年1月23日(判例時報2221号71頁)

ウェブサイトにおける受注システムの設計、保守委託契約の事案で、被告製作のアプリケーションの脆弱性により、クレジットカード情報が流出したという債務不履行の事案である。

「被告は、平成21年2月4日に本件システム発注契約を締結して本件システムの発注を受けたのであるから、その当時の技術水準に沿ったセキュリティ対策を施したプログラムを提供することが黙示的に合意されていたと認められる。」と判示した。その上で、経済産業省や独立行政法人情報処理推進機構等で公表されていた代表的な攻撃手法であるSQLインジェクション攻撃の対策について履行していない点について債務不履行責任を肯定している。

引き渡し時において、その当時の技術水準に沿ったセキュリティ対策を施しておらず、安全性を欠いている場合、その結果として拡大損害が生じた場合には、製造物責任法上の「欠陥」が肯定される余地があるのではないかと考えられる。

なお、EC製造物責任指令改正案においても、サイバーセキュリティの脆弱性を理由に製品に欠陥があると評価されることがある旨が記載されている¹³⁾。

4 欠陥の判断時点と引き渡し後の責任

引き渡し時点においては、セキュリティの脆弱性を含む製品の問題や欠陥はなくても、製品の使用に伴って、安全性に重大な問題が生じることがある。

日本の製造物責任法上の「欠陥」の有無は、引き渡し時において判断するものであり、その後の後発的に生じた問題を射程とするものではない。

引き渡し後に、製造業者において結果回避義務が生じる理屈とその範囲についてどのように考えるべきか(民法上の一般

不法行為責任の中でどのように論じられるべきか)、という点は、議論が尽くされているとは言い難い状況である。

日本においては、死傷事故が多発していた事案において、製品の製造業者において、製品事故を回避するために、

①機種所有者、使用者等に事故の危険性告知、使用中告知をする義務

②直ちに、一斉点検、回収を行う義務

が発生していたにもかかわらず、これらの義務を怠ったとして、製品の製造業者に不法行為責任が認められた裁判例がある¹⁴⁾。

5 製造物責任法上の責任主体と輸入者概念

製造物責任法上、輸入業者も製造物責任の責任主体になる¹⁵⁾ことは周知のとおりである。この点について、輸入業者とは、「自己の名義で、あるいは自己の計算で製品を業として輸入する者」であり、「契約上の形式によるものではなく、製造物責任の適用の観点から実質的に判断すべき」とされている¹⁶⁾。もっとも、①商流、②物流、③所有権や危険の移転時期、④輸入通関手続きの主体等については、様々なアレンジがありうる中で、どの事実に着目して輸入者を判断するかは、一義的に明確ではない。

また、このような輸入者の意義については、関連する電気用品安全法上の輸入事業者や、消費生活用製品安全法上の輸入事業者の意義とずれる場合、実務上の混乱を生じさせる懸念もある。

なお、電気用品安全法上、「輸入の事業を行う者」¹⁷⁾の定義は見当たらない。そして、関連する用語の定義等としては以下がある。

- (1)「輸入」について、「電気用品を外国から日本国内に引き取る行為(通関)を指し、輸入通関手続きの完了をもって、輸入行為が完了したものとみなされます。なお、個人輸入及び輸入代行は「輸入」に含まれません。」とするもの¹⁸⁾。
- (2)「輸入代行の場合においては、その実態によって一概には決しがたいが、当該輸入品を販売する者が届出義務者になるものと考えられる。」と説明するもの¹⁹⁾。
- (3)「輸入の事業を行う者」について定める3条の意義について、「本法では、第27条により、表示の付されていない電気用品の販売は原則禁止されており、電気用品に表示を付す法的権能を持つ届出事業者となるためには届出を行う必要がある。

届出を行わなければならない主体としては、電気用品の我が国市場への第一次的な供給者である製造事業及び輸入事業者としている。」と説明するもの²⁰⁾。

- (4)「輸入事業届出者は、日本国内に居住する個人又は日本国内で会社法に基づく登記を行っている法人に限られます。日本国内に営業所を持たない外国(日本国外)に籍を置く事業者は、会社法に基づき日本における代表者を選任して、登記を行っている場合に限り、輸入事業の届出を行うことができます。」と説明するもの²¹⁾。

これらの輸入者概念について、実務上、事業者にとって予測可能性が十分に担保された解釈が定立・共有されることが望まれる。

6 リコール費用の求償に関する裁判例

日本法上は、事業者同士も製造物責任法の適用がありうる。リコールが生じた場合の費用は、リコールの規模によっては極めて大きな金額になり、経営上のリスクの一つとして指摘できる。リコールリスクの高低・規模の分析(特に、自社の製品ラインナップや仕向け地に応じたリスクマップ)、リコール費用の求償の道の確保(契約上の手当を含む。特に、販売先との契約条件と仕入先との契約条件の平仄等の管理。)、残存するリスクについて保険でヘッジすることの検討とその保険の付保範囲・内容の検討等が肝要である。

リコール費用の求償の可否については、裁判例が多いとはいえないが、ないわけではない。また、主位的請求が、契約上の請求ではなく、製造物責任または不法行為に基づく損害賠償請求になっている事案もある。つまり、契約上の請求について契約書で手当をしても、別途製造物責任に基づく損害賠償請求がありうるという点を指摘できる。原材料・部品の不具合の場合には、単に、「製造物」たる原材料や部品を通常どおりに使用していたのに不具合が起きたという主張では足りず、当該原材料・部品の不具合によって完成品の不具合が生じたという主張の特定が必要となる。そうでないと、完成品の不具合発生に寄与した不具合が当該部品によって生じたのか、別の部品によって生じたかが不明であり、不具合の特定に欠けることになるからである。

裁判例においても、不良率が高まった始期と、終期の変化点について詳細に審理し、判断しており、その判断手法、審理過程

については実務上参考になりうると思料される²²⁾。

日本の製造物責任法は、事業者間の請求においても適用対象となることは裁判実務上確立している。もっとも、完成品の製造業者と原材料・部品の製造業者間のリコール費用の求償や製造物責任法の解釈・適用については、いまだ、裁判実務が確立しているとは言い難い²³⁾。

7 リコールするか否かの判断基準の曖昧性

消費生活用製品安全法上は、経済産業省「消費生活用製品のリコールハンドブック2019」²⁴⁾が出されている。

もっとも、実務上は、リコールするか否か、仮に、リコールするとした場合に、いかなる方法をとるべきかという点は、まさにケースバイケースであると言わざるを得ない。しかしながら、緊急性を要する限られた時間軸の中で、最適解を導き出すことが容易ではないのが実務上の現在地ではないだろうか。

以上

参考文献・資料等

- 1) <https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/3193da9a-cecb-44ad-9a9c-7b6b23220bcd_en> (最終アクセス2023年3月22日)
- 2) <https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/> (最終アクセス2023年3月22日)
- 3) 製造物責任法2条1項
- 4) EC製造物責任指令改正案第1条
- 5) EC製造物責任指令改正案第4条(1)
- 6) EC製造物責任指令改正案前文(12)
- 7) EC製造物責任指令改正案前文(12)
- 8) EC製造物責任指令改正案前文(13)
- 9) EC製造物責任指令改正案前文(15)
- 10) EC製造物責任指令改正案前文(15)
- 11) 製造物責任法2条2項
- 12) 例えば、消費者庁消費者安全課「逐条解説製造物責任法」〔第2版〕57頁等
- 13) EC製造物責任指令改正案前文(23)
- 14) 東京地判平成24年12月21日(判例時報2196号32頁)
- 15) 製造物責任法2条3項1号
- 16) 升田純「詳解 製造物責任法」549頁
- 17) 電気用品安全法3条1項本文等
- 18) 2022年12月28日「電気用品安全法 法令業務実施手引書(Ver5.0)～製造・輸入事業者向け～」81頁
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver50.pdf> (最終アクセス2023年3月22日)
- 19) 経済産業省産業保安グループ製品安全課編「電気用品安全法関係法令集 電気用品安全法関係法令及び解説」(令和3年)54頁、第3条の解説箇所
- 20) 前掲法令集53～54頁
- 21) 前掲「電気用品安全法 法令業務実施手引書(Ver5.0)～製造・輸入事業者向け～」32頁
- 22) 例えば、広島高判令和3年11月26日(広島高等裁判所令和元年(ネ)第234号)、原審広島地判令和元年6月24日(広島地方裁判所平成26年(ワ)第692号)など
- 23) この点に関連して、升田純「部品・原材料の製造物責任—製造物責任の法理と製品製造を衰退させる判決の実情」(2022年)がある。その他、現状の裁判実務等を整理したものとしては、遠藤謙太郎大阪地方裁判所判事「『製造物責任』における事業上の損害(リコール関連費用を中心として)」(判例タイムズ1472号5頁)が詳しい
- 24) <https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/recalltorikumi.html> (最終アクセス2023年3月22日)